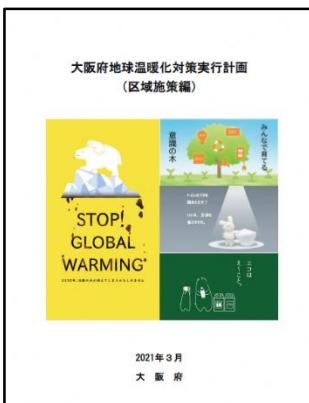




背景

○地球温暖化による気候変動の影響は既に顕在化し、今後さらに影響が大きくなることが予測され、気候危機と認識すべき状況となっている。こうした状況を踏まえ、府では、大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を2021年3月に策定し、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」即ち脱炭素社会の実現に向けて、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度から40%削減する目標を掲げた。

○この目標は、従来の延長線上の取組で達成できるものではなく、あらゆる主体が、脱炭素社会の将来像を共有し、一体となって思い切った気候変動対策に取り組むことが重要である。そのためには、省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの導入や電動車の普及を最大限進めるなど、人々の暮らしや事業活動において大きな変革を推進していく必要がある。



大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

検討の経過

- 令和2年6月10日 「建築物の環境配慮のあり方について」大阪府環境審議会へ諮問
→令和3年6月8日答申
- 令和3年1月21日 「ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度のあり方について」大阪府環境審議会へ諮問
→令和3年11月8日答申
- 令和3年6月8日 「事業者における脱炭素化を促進するための制度のあり方について」大阪府環境審議会へ諮問
→令和3年11月8日答申
- 令和3年12月24日から令和4年1月24日まで これらの答申等を踏まえ、条例等改正案についてパブリックコメントを実施

※【参考】関連する法改正の動き
・温暖化対策推進法：令和3年6月改正法一部施行
「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上

主な改正の内容

1 条例の名称変更及び基本理念の追加

気候危機と認識すべき状況を踏まえ、府民や事業者をはじめとしたあらゆる主体が、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の姿を共有しながら、連携して気候変動対策を推進しなければならないことを明確にするため、条例名称を「気候変動対策の推進に関する条例(案)」に変更するとともに、新たにその旨を記載した基本理念を追加する。

2 エネルギー多量使用事業者等に対する届出制度の強化及び拡大

脱炭素化をめぐる国内外の潮流やサプライチェーン全体での情報開示の重要性が高まっていることを踏まえ、あらゆる規模の事業者による、自社の取組みの把握及び計画的な対策の推進を促すため、事業活動における気候変動対策に係る各種規定整備を行う。

項目	従前
ア 事業者の計画期間・削減目安	計画期間を2030年までとし、削減目安は3年3%から1年1.5%に引き上げ
イ 排出係数の取扱い変更	より排出係数の低い電気の使用を促進するため、温室効果ガス排出量の算定に用いる電気の排出係数は、計画期間中、基準年度の基礎排出係数での固定から、各年度の変動に
ウ 報告内容の追加	報告内容に、太陽光発電設備等を設置した自家消費分などの再生可能エネルギーの利用率や気候変動への適応に関する取組みやサプライチェーン全体での削減取組を追加
エ 任意届出制度とESG投融資の活性化	対象外事業者が削減計画や実績報告を任意で届出し、優良な取組みは府が評価し、これを活用して金融機関によるESG投融資を受けることができる制度の創設

3 二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給拡大に関する制度の創設

府域における再生可能エネルギーの供給拡大及び需要家による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択促進のため、府の区域内に電気の小売供給を行う事業者に対して、対策計画書・実績報告書の提出を義務付ける新たな制度を創設する。

項目	概要
ア 対策指針の策定	府が「二酸化炭素の量がより少ないエネルギーの供給に関する対策指針」を策定することを規定
イ 二酸化炭素の量がより少ないエネルギーの供給に関する対策計画書・実績報告書制度	府域に電気の供給を行う小売電気事業者に対し、温室効果ガス排出係数の低減対策及び再生可能エネルギーの供給割合の拡大に関する対策計画書・実績報告書の届出を規定
ウ 対策計画書等の内容の評価・公表	対策計画書及び実績報告書の内容について、上記指針に基づき評価・公表することを規定

4 二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及促進に関する制度等の創設

電動車(電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びハイブリッド自動車)の普及促進に向け、新たな制度を創設する。

項目	概要
ア 自動車販売・貸付事業者における環境情報の説明制度	事業者に対し、新車販売時及び車両貸付時におけるエネルギー消費性能等の自動車環境情報の説明義務を規定
イ 自動車販売事業者における電動車普及促進計画書・実績報告書制度	一定規模以上の新車販売実績のある事業者に対し、電動車普及促進に係る取組等に関する計画書・実績報告書の届出を規定
ウ 電動車の普及に係る責務	府、自動車販売・貸付事業者、商業・宿泊施設等の駐車場設置者に対し、電動車の普及に係る責務(努力義務)を規定

5 建築士による建築主への情報提供に関する努力義務規定の追加(建築部所管)

※施行予定日：改正の内容「1、4イ及びウ、5」は令和4年4月1日、「2、3、4ア」は令和5年4月1日